

## 合理的配慮申請の流れについて



慶應義塾大学  
協生環境推進室(障害学生支援室)

### 1. 合理的配慮とは(Reasonable accommodation)

障害者権利条約に定められている合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされています。心身の機能等に何らかの制限や特性がある場合、多くの人々が何気なく利用している方法や環境ではうまく学べない状況(“障害”)が生じることがあります<sup>※1</sup>。このような“障害”、普遍的に与えられた「学ぶ」権利を享受するうえで障壁となっている設備・前例・ルール・慣行等に対しては、“合理的配慮”として変更や調整を求めることができます。これは、障害者差別解消法でも保障され、慶應義塾の「障害のある学生を支援するためのガイドライン」にも記載されています。

※1 このような「障害は社会によってつくられる」という考え方を「障害の社会モデル」と言います。また、日本の法律・制度上の障害のある学生とは、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」とされています。

### 2. 合理的配慮の申請の流れ

合理的配慮の検討及び実施は学生本人が所属する学部・研究科等が主体となり、組織的に行います。学生からの申し出を起点として、以下の流れで対話(状況を確認するための面談や根拠資料<sup>※2</sup>の確認など)を行い、合理性・妥当性も検討しながら<sup>※3</sup>、その人に合った合理的配慮の内容を決定していきます。なお、合理的配慮の申請には、春学期、秋学期それぞれ、目安となる期限を設けています。これは、合理的配慮の提供のための各種調整には時間が必要であり、直前の対応が難しく、出来事を遡っての対応ができないためです。ご自身にとって何らかの困難が想定される場合は、できるだけ早く相談をしてください。

※2 根拠資料とは、障害者手帳、医師の診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、これまでの支援状況に関する資料等のことです。

※3 合理的配慮は機会均等を目指すもので、結果(例えば単位取得)の保証をするものではありません。その他該当しない例として、教育機関として本来的に行う業務ではない内容(本来業務付随・非過重負担の原則)、講義の到達目標(本質)に対して変更及び調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容や他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などが挙げられます。

#### 【慶應義塾における合理的配慮提供の流れ】

- ① **申請書等提出**: 合理的配慮は学生の申し出を起点とします。合理的配慮申請書に根拠資料を添え、所属している学部・研究科等の学生部(学生課)に提出します。学期ごとに申請が必要です。
- ② **面談・検討**: 学部・研究科等の学習指導担当、必要に応じ障害学生支援室コーディネーター等で、記載内容や障壁となっていること、解消するための方法等を確認するために面談を行います。

- ③ 配慮内容の決定(合意形成)・配慮依頼文書の作成:申請書と面談の内容に基づき、学内で合理的配慮の提供について検討が行われます。検討した配慮内容を基に所属学部・研究科等が科目担当教員に宛てた配慮依頼文書案を作成し、学生に送付します。学生もその内容を確認し、配慮についての双方の合意を確認した上で配慮内容が決定されます。
- ④ 配慮依頼文書の送付と配慮提供:所属の学生部(学生課)から科目担当教員へ配慮依頼文書が送付され、配慮の提供が開始となります。
- ⑤ 配慮提供開始後の微調整・見直し:学期中に提供される配慮内容の過不足や変更の希望がある場合には、改めて学生部(学生課)に申し出てください。必要な調整を行います。
- ⑥ 合理的配慮の継続:次の学期にも継続して合理的配慮の提供を希望する場合は、当該学期の目安となる期限までに改めて申請が必要です。継続の申請の際に、配慮内容の再確認を行います。

### 3. 学内で提供されている合理的配慮の一例

何が“合理的”であるかは、個別具体的に調整されます。何が障害となるか、何が提供できるかはそれぞれの障害の状況と環境や方法によって異なるためです。そのため、提供できる支援を一律に決めることはできません。塾内で提供している合理的配慮の例には以下のようなものがあります。

- ・環境調整:座席配慮(座席の指定や優先座席の設定)、休憩室の案内等
- ・支援機器や支援技術の活用:授業の録音・撮影許可、耳栓の使用許可、音声認識アプリの使用許可等
- ・人的サポート(@ease サポーター等)の配置:PC テイク、教室や校舎間の移動介助、手話通訳等

### 4. 以下の Web サイトもご覧ください。

協生環境推進室(障害学生支援室)

<https://www.diversity.keio.ac.jp/bf/index.html> →



5. 所定の「合理的配慮申請書」が必要な場合や根拠資料等についてのお問い合わせにつきましては、下記のQRコードのリンク先に表示される問い合わせフォームをご利用いただくか、keiodiversity@info.keio.ac.jp 宛てにお問い合わせください。

